

# 愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針の一部改訂 概要

## 1 指針について

犯罪被害者等の被害の軽減並びに生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目指し、愛媛県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に推進するため、県の犯罪被害者等に対する支援の基本的な考え方や施策の方向性等を示すものとして、令和6年3月に策定。

## 2 改訂概要

(1) 国の有識者検討会による「地方における途切れない支援の提供体制の構築」の提言を受け、本県の支援体制の強化策として、令和8年4月から運用する「愛媛県多機関連携支援調整会議の開催」を具体的施策に追加。

### 第3章 具体的施策（抜粋）

重点施策	具体的施策	
1. 総合的な支援体制の整備	1 推進体制の整備(第10条)	愛媛県犯罪被害者等支援推進会議の設置
		<b>愛媛県多機関連携支援調整会議の開催</b>
2. 相談・情報提供の実施	(省略)	
3. 早期回復・生活再建に向けた支援	(省略)	
4. 県民の理解の増進	(省略)	

追加

(2) その他軽微な変更

組織改正等に伴う変更

変更内容	旧	新
少子化対策・男女参画課の所管	保健福祉部	企画振興部
砥部町の担当課	企画政策課	地域振興課
公益社団法人被害者支援センターえひめの受付時間	火～土	月～金

## 3 施行日

令和8年4月1日